

第3期奥多摩町障害福祉計画

平成24年3月

奥多摩町

第3期奥多摩町障害福祉計画の策定にあたって

奥多摩町では、平成17年にスタートした第4期奥多摩町長期総合計画の基本構想である「生涯を健康で楽しく豊にささえあうまちづくり」を目指して、施策の推進に努めてまいりました。

また、障害者の地域における自立した生活を実現するため「ともにささえあうまち、奥多摩」を基本理念に第2期奥多摩町障害福祉計画を策定し、障害者の地域生活を支える各種施策を着実に進めてきました。

一方、我が国の社会保障制度はめまぐるしく変化し、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の3障害を一元化し、事業体系の機能別再編などにより、障害保健福祉施策は大きく転換しました。その後、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（整備法）が平成22年12月に公布され、これにより障害者自立支援法等において、利用者負担の見直しや障害者の範囲などが見直しされます。

このような状況や第2期奥多摩町障害福祉計画の実績、障害者を対象とした奥多摩町障害福祉計画策定に関わるアンケート調査結果からなる課題などを「奥多摩町障害福祉計画策定委員会」で慎重かつ熱心な議論を重ねていただき答申をいただきました。

当町では、障害のあるすべての人が地域の中で安心して生活できるよう「ともにささえあうまち、奥多摩」を引き続き基本理念とし、障害者の自己決定と自己選択の尊重、生活の安定や生きがいにつながる就労支援の充実、相談しやすい環境づくり、相談支援体制を充実し、障害者のかたが生涯安全・安心に暮らすことができるよう粉骨砕身邁進してまいりますので、一層のご支援・ご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、この計画策定にあたりご尽力をいただきました「奥多摩町障害福祉計画策定委員」の皆様をはじめ、貴重な意見やご提言をいただきました多くの皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

奥多摩町長 河村文夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 国・都の動向	2
第3節 障害者自立支援法のポイント	7
第4節 第3期障害福祉計画策定の留意点	9
第5節 計画の対象と性格・期間	10
第2章 計画の基本的な考え方	11
第1節 基本理念	11
第2節 基本的視点	12
第3節 基本目標	13
第4節 重点的な取り組み	15
第5節 施策の体系	17
第3章 施策の展開	18
第1節 障害福祉サービスの推進	18
第2節 見込み量の設定について	22
第3節 平成26年度における目標値	26
第4節 整備目標	30
第5節 見込み量確保のための方策	40
第6節 計画の推進	42
第4章 関連データ	43
第5章 資料編	58

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

わが国の障害者政策は、「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年（1981年）とこれに続く国連・障害者の10年（1983～1992年）を契機として、^{*1}ノーマライゼーションや自立の理念に基づき、それまで保護・育成の対象とされてきた障害者を、障害を持たない者と同等に地域で生活し、働き、活動することを推進する方向に重点を移してきました。

国においては、平成5年に「障害者基本法」が成立し、障害者の自立、社会経済活動への参加を促進すること、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を保障することを明記しています。また、^{*2}“リハビリテーション”と“ノーマライゼーション”の2つの理念のもと『完全参加と平等』をめざす「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるとともに、平成7年から14年までの「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」を展開し、平成14年には、「新障害者基本計画」（平成24年度目標）とその「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」が策定されました。

また、平成15年には、利用者が自らサービスを選択し、事業者と契約する支援費制度が実施され、介護保険制度同様、「措置」から「契約」への転換が図られました。そして、平成17年10月には、障害者自立支援法が成立し、障害のある人の地域生活への移行と就労支援を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の中で提供する仕組みとなりました。さらには、平成22年6月、政府は「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」の閣議決定を行い、現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定、25年8月までの施行をめざすこととなっています。

こうしたなか、奥多摩町においては、平成20年3月に策定した「奥多摩町地域保健福祉計画」に基づいて障害者施策を推進し、さらに、障害者自立支援法に対応して平成21年3月に「奥多摩町障害福祉計画（第2期）」を策定し、障害者の生活支援の基盤整備について、平成23年度に向けた目標値を明らかにし、各年度におけるサービス量等を見込み、サービス量の確保に努めてきました。

このように、新たな法制度への移行等も見込まれるなかで、当面は自立支援法のもとでの福祉施策が継続するものであることから、この計画は、第2期計画の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理しつつ、これらを踏まえたサービス基盤整備へのさらなる取り組みを着実に推進するため、平成26年度を目標とした計画の改定を行うものです。

*1 ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるという理念のこと。

*2 リハビリテーション：障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得をめざす障害者施策の理念。また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。

第2節 国・都の動向

(1) 国の動き

- 昭和57年（1982年） 3月 「障害者対策に関する長期計画」が策定される。
- 平成5年（1993年） 3月 「障害者対策に関する新長期計画」が策定される。
□ 同 11月 「心身障害者対策基本法」が改正され、「障害者基本法」が成立する。
- 平成6年（1994年） 9月 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が施行される。
- 平成7年（1995年） 5月 「精神保健法」が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へと改正され、精神障害者に対する福祉施策の拡充が法的に位置づけられる。
□ 同 12月 ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもとに「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が策定され、具体的な数値目標が示される。
- 平成9年（1997年） 12月 「介護保険法」が制定され、平成12年4月1日から実施される。
これにより、高齢者の介護は、基本的に「老人福祉法」による措置制度から社会保険制度に移行される。
- 平成11年（1999年） 6月 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」等の一部が改正される。
□ 同 7月 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が制定される。
- 平成12年（2000年） 5月 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定される。
□ 同 6月 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が制定される。
- 平成14年（2002年） 5月 身体障害者補助犬法が制定される。
□ 同 12月 新「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」が策定される。
- 平成15年（2003年） 4月 支援費制度が施行される。

- 平成16年（2004年） 6月 障害者基本法が改正される。
□ 同 10月 「今後の障害保健福祉施策について」（改革のグランドデザイン）が示される。
- 平成17年（2005年） 4月 発達障害者支援法が施行される。
□ 同 10月 障害者自立支援法が制定される。
- 平成18年（2006年） 4月 障害者自立支援法が一部施行される。
□ 同 4月 障害者雇用促進法が施行される。
□ 同 6月 学校教育法及び教育職員免許法が改正される。
□ 同 10月 障害者自立支援法が完全施行される。
□ 同 12月 高齢者、障害者等の公共交通機関等を利用した移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が施行される。
□ 同 12月 障害者権利条約が第61回国際連合総会において採択される。
- 平成19年（2007年） 9月 障害者権利条約に我が国が署名、批准する。
- 平成21年（2009年） 9月 連立政権合意において、障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間がなく、利用者応能負担を基本とする、総合的な障がい福祉制度となる障害者総合福祉法（仮称）が平成25年8月までに施行されることとなる。
□ 同 12月 内閣府に障がい者制度改革推進本部が設置され、障がい者制度改革に向けた検討が行われることとなる。
- 平成22年（2010年） 12月 新法実施までの対応として、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律（整備法）が公布され、利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示される。
- 平成23年（2011年） 6月 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布される。
□ 同 8月 障害者基本法の一部が改正される。

(2) 都の動き

- 昭和57年（1982年） 3月 「国際障害者年東京都行動計画」が策定される。
- 平成4年（1992年） 3月 「ノーマライゼーション推進東京プラン（東京都障害者福祉行動計画）」が策定される。
- 平成7年（1995年） 3月 「東京都福祉のまちづくり条例」が制定される。
- 平成10年（1998年） 1月 「ハートフル東京推進プラン（東京都福祉のまちづくり推進計画）」が策定される。
- 同 3月 「ノーマライゼーション推進東京プラン（東京都障害者福祉行動計画）」が改訂される。
- 平成18年（2006年） 12月 「10年後の東京」計画が策定される。（今後10年間で東京の障害者雇用の3万人以上の増加を目指す）
- 平成19年（2007年） 5月 「東京都障害者計画・第1期東京都障害福祉計画」が策定される。
- 平成21年（2009年） 3月 「東京都障害者計画・第2期東京都障害福祉計画」が策定される。

(3) 町の動き

- 平成15年（2003年） 3月 「奥多摩町地域保健福祉計画」を策定する。
- 平成19年（2007年） 3月 「奥多摩町障害福祉計画（第1期）」を策定する。
- 平成20年（2008年） 3月 「奥多摩町地域保健福祉計画」を改訂する。
- 平成21年（2009年） 3月 「奥多摩町障害福祉計画（第2期）」を策定する。

(4) 障害者自立支援法施行以降の動向

■障害者雇用促進法の改正■

働いている、働くことを希望する障害のある人を支援するため、就業機会拡大を図るための各種施策を推進することを目的に、障害者雇用促進法が改正され、平成18年4月から施行されました。具体的には、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携が盛り込まれています。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行■

「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が廃止され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」として一本化され、平成18年12月から施行されています。

■「障害者権利条約」の成立■

平成18年12月、第61回国連総会において、障害のある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障害のある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人（国連推計）とされる障害のある人の権利拡大につながるものと期待されています。

なお、我が国においては平成19年（2007年）9月、本条約を批准しており、平成20年（2008年）5月、20か国が批准した時点で条約は発効しています。

■学校教育法等の一部改正■

平成19年4月から、「特殊教育」は、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に転換し、また、盲・ろう・養護学校は特別支援学校への転換が行われました。

■障害者自立支援法の改正■

平成18年（2006年）4月の障害者自立支援法施行後、平成21年（2009年）9月の連立政権合意において、将来的に障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間がなく、利用者応能負担を基本とする、総合的な障がい福祉制度となることを目的とした障害者総合福祉法（仮称）が平成25年8月までに施行されることとなりました。

また、新たな制度の創設に向けた検討を進めていく中で、平成22年（2010年）12月に、新法実施までの対応として、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」いわゆる整備法が公布され、利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示されました。

■障害者の虐待防止や養護者に対する支援等に関する法律の公布■

平成 23 年（2011 年）6 月、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され、障がい者に対する虐待の禁止や防止などに関する施策を行うこととなり、家庭や施設、職場などでの虐待防止や早期発見により、障がい者の人権を守っていくこととなりました。

■障害者基本法の一部改正■

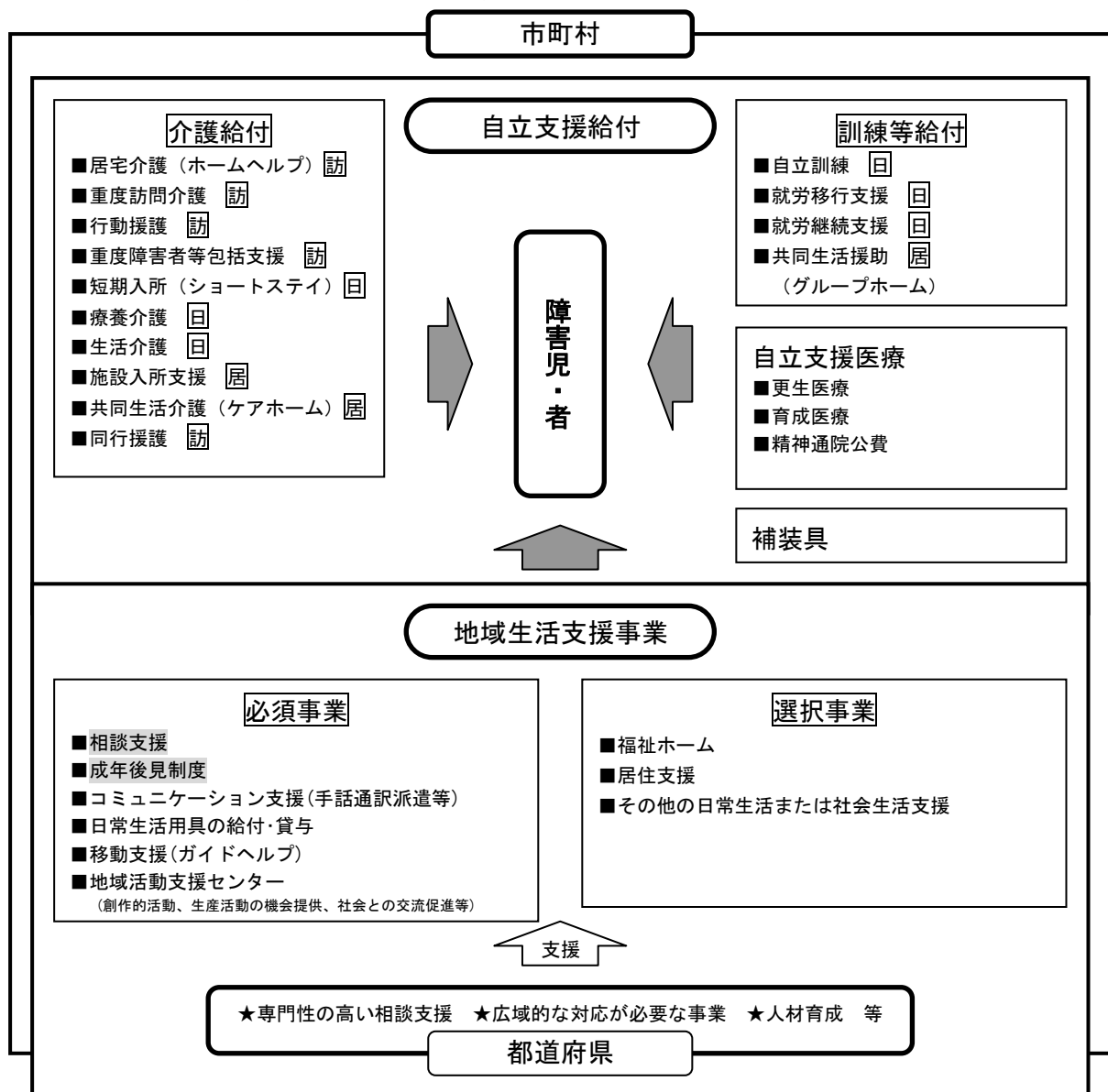
障害者関連法制度の見直し等を踏まえ、平成 23 年（2011 年）8 月、障害者基本法についても一部改正、公布され、基本的な考え方や施策の方向等の見直しが行われました。

第3節 障害者自立支援法のポイント

障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系は下図のとおりであり、市町村が主体となって、障害者の自立支援に必要な介護サービスや、就労支援、地域生活移行に関わる障害福祉サービス（自立支援給付）を一元的に提供するほか、都道府県や市町村が独自に実施する地域生活支援事業が主なサービス提供の仕組みとなっています。

障害福祉計画は、自立支援給付・地域生活支援事業を実施するための事業計画という位置づけができます。

■障害者自立支援法による自立支援システムの全体像



※ [訪]：訪問系サービス、[回]：日中活動系サービス、[居]：居住系サービス
 ※ [] は、「市町村障害福祉計画」で見込量を定めるサービス。なお、「介護給付」と「訓練等給付」をあわせて「障害福祉サービス」という。

従来の障害福祉サービスは、障害種別ごとに複雑な体系に分かれていましたが、障害者自立支援法の成立により、従来の施設体系が再編され、あわせて「地域生活支援」「就労支援」のための事業や、重度の障害者を対象としたサービスが創設されています。

また、平成22年（2010年）12月に公布された整備法では、同行援護事業が介護給付サービス対象として加わるなどの見直しが行われています。

■障害福祉サービスの体系

旧サービス

居宅サービス	ホームヘルプ
	デイサービス
	ショートステイ
	グループホーム
	児童デイサービス
	行動援護

施設サービス	重症心身障害児施設
	療護施設
	更生施設
	授産施設
	福祉工場
	通勤寮
	福祉ホーム
	生活訓練施設

新サービス

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）
	重度訪問介護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
	短期入所（ショートステイ）
	療養介護
	生活介護
	施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）
	共同生活介護（ケアホーム）
	同行援護
給付 訓練等	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援（A型・B型）
	共同生活援助（グループホーム）
支援事業 地域生活	相談支援
	移動支援
	地域活動支援センター
	福祉ホーム など

第4節 第3期障害福祉計画策定の留意点

第3期計画の策定に際して、障害者自立支援法が一部改正されました。主なポイントは以下のとおりとなります。

なお、個別サービス等の新たな取り組みについては、施行後に具体化していくことが想定されており、今回の障害福祉計画見直しでは、新制度の考え方等を参酌しつつ、サービス等の具体的な施策については、現行法制度下での点検・調整が主となります。

■ 平成24年度から実施の改正内容

① 趣旨

- ・ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正

② 利用者負担の見直し

- ・ 利用者負担について、応能負担を原則に
- ・ 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

- ・ 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

- ・ 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」の法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- ・ 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

- ・ 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
- ・ 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- ・ 在園期間の延長措置の見直し

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実 （平成23年10月から実施）

- ・ グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- ・ 重度の視覚障害者の移動支援サービスの創設（同行援護、個別給付化）

制度改革上の抜本的な見直しを前提とした、
自立支援の調整・つなぎ期間としての動き

第5節 計画の対象と性格・期間

1 計画の対象

この計画における障害者（障害のある人）とは、「身体障害、知的障害、精神障害又は難病^{*}等のため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」方々を対象にします。

* 難病：法律等による明確な定義はないが、行政として取り上げる疾病の範囲としては、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などにも人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。

2 計画の性格

この計画は、障害者自立支援法第88条において地方自治体が策定することを定めており、国の基本方針に則って、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定める計画と定義されています。

■ 「第4期奥多摩町長期総合計画」と「奥多摩町障害福祉計画」の関係

第4期奥多摩町長期総合計画

● 障害者（児）等福祉の充実

地域保健福祉計画

障害福祉計画

- 障害者自立支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画（事業計画）
- 計画期間：3年を1期とする
※第3期計画は、平成24年度から26年度までを計画期間として策定
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

3 計画の期間

障害者自立支援法では、地方自治体が策定する障害福祉計画の期間について、平成18年度からの3年を第1期、平成21年度からの3年を第2期とし、平成23年度に必要な見直しをおこなって平成24年度から3年間の第3期の計画を定めるものとしています。なお、計画期間中にも社会情勢、経済状況の変化や障害者のニーズに対応して、必要な見直しを行います。

■ 計画期間

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
第1期障害福祉計画 (平成18年～20年度)			第2期障害福祉計画 (平成21年～23年度)			第3期障害福祉計画 (平成24年～26年度)		

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

ともにささえあうまち、奥多摩

ノーマライゼーションの理念のもとに、障害のある人もない人も、だれもがお互いに尊重し合い、支え合いながらいきいきと暮らすことができる地域社会が求められています。

また、障害のある人が地域の中で自立して、自分らしく暮らしていけるよう、生活を支援することも重要です。

障害のある人にとって住みよい社会は、すべての人にとって住みよい社会となります。

そのためには、だれもが障害のある人の主体性・自主性を尊重し、障害のある人が地域の中で、自立しながら安心して暮らすことができるよう、総合的な支援体制を構築しなければなりません。

奥多摩町では、障害のあるすべての人が地域の中で自立して生活できるよう、「ともにささえあうまち、奥多摩」という基本理念のもとに、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの充実を図り、各障害に共通する一元的なサービス提供体制の構築を図ります。

第2節 基本的視点

基本理念に掲げた「ともにささえあうまち、奥多摩」の実現のため、障害者自立支援法を踏まえて、次の3つの基本的視点に立って、障害福祉計画を推進します。

基本的視点1 障害者の自己決定と自己選択の尊重

基本的視点2 生活の安定や生きがいにつながる就労支援の充実

基本的視点3 相談しやすい環境づくり、相談支援体制の充実

基本的視点1 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種類、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

基本的視点2 生活の安定や生きがいにつながる就労支援の充実

障害者の自立支援の観点から、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、近隣市町村またはハローワークと連携をとりながら就労支援体制の充実を図ります。また、一般就労のほか就労移行支援、就労継続支援の利用促進を図ります。

基本的視点3 相談しやすい環境づくり、相談支援体制の充実

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていくことが必要であることから、相談支援事業者等の確保及び、障害者（児）の相談支援体制の整備を図ります。また、自立した生活を推進するために、身近なサービス相談支援として福祉保健課を中心とした相談支援体制の更なる充実を図ります。

第3節 基本目標

基本理念及び基本的視点に基づき、次の6つの基本目標を設定します。

- 基本目標 1 訪問系サービスの充実
- 基本目標 2 日中活動系サービスの充実
- 基本目標 3 相談支援の充実
- 基本目標 4 居住系サービスの充実
- 基本目標 5 地域生活支援の充実
- 基本目標 6 障害児支援の充実

基本目標 1 訪問系サービスの充実

障害のある人すべてに対して、共通の制度のもとで、一元的に訪問系サービスを提供できる体制の整備を構築することをめざして、障害の種類・程度に応じて、障害のある人、一人ひとりが、自分に合った訪問系サービスを受けられるようにします。

基本目標 2 日中活動系サービスの充実

障害のある人のうち、希望する人が日中、地域の中で、日常生活における自立や、就労のための訓練を受けたり、介護を受けながら様々な活動のできる場を拡充することをめざして、障害の種類・程度に応じて、障害のある人、一人ひとりが、自分に合った日中活動系サービスを受けられるようにします。

基本目標 3 相談支援の充実

サービスを利用するすべての人に対して、適正なサービスの提供ができるよう、サービス等利用計画の作成、モニタリングの実施を行います。また、施設入所者等の地域移行支援、地域定着支援の推進を図るため、必要なサービス提供を推進すると共に、障害者虐待防止法を踏まえ、虐待防止に向けた体制の整備に取り組みます。

基本目標 4 居住系サービスの充実

障害のある人すべての人が、自立して生活できる社会をめざして、身近な地域でのグループホーム、ケアホーム等の自立生活の基盤となる住まいの確保を推進します。

基本目標 5 地域生活支援の充実

障害のある人すべての人が、地域の中で、様々な情報の提供や相談・支援を受けながら、積極的に外出し、地域の人々と交流し、生きがいをもって生活できる社会をめざして、地域における相談・支援や、移動・コミュニケーション支援等の充実を図るとともに、地域活動支援センター等の活動と交流の場の拡充を図ります。

また、従来の相談支援事業の他、成年後見制度の周知や自立支援の観点から就労サポート事業の周知を図り障害のある人のうち、就労を希望する人に必要な支援を行うと共に、サービス提供を必要としている方等に対して様々な相談支援を行います。

基本目標 6 障害児支援の充実

法改正に伴う障害児施設の一元化、通所サービスの見直しにより障害児にとって身近な地域で支援が受けられるようにサービス提供施設の確保に努めます。

また、障害児やその家族に対する相談、保育所訪問支援の実施など児童の発達支援体制整備を図ります。

第4節 重点的な取り組み

これまでの、第1期及び第2期障害福祉計画の取り組みによって、障害福祉サービス等の提供を図ってきましたが、今後も国・都等の動向に対応しながら、障害のある人々の在宅・地域生活を維持し、移行を進めるためにも、前計画において「重点プロジェクト」に位置づけられた「障害者が安心して暮らせる情報共有の環境づくり」「相談支援体制の強化」「自立するための基盤づくり」について、引き続き重点的な取り組みを続けることが重要です。

1 障害者が安心して暮らせる情報共有の環境づくり

障害者自立支援法のもとでのサービス提供の仕組み、利用方法などについて、今後の制度改正等にも対応し、町民にわかりやすく情報を提供するとともに、障害福祉関連機関等との連携の確保が大変重要です。

このため、関係機関、関係者との連携を図るための連絡調整会議等の活動及び町民に向けた広報活動を充実するなど、情報の共有を進めます。

2 相談支援体制の強化

障害者自立支援法では、障害のある人が、様々なサービスの中から、必要なサービスを自ら選択し、利用できるシステムを構築することが求められており、サービス利用の第一段階として、相談活動は非常に重要な位置にあるといえます。障害のある人やその家族等の相談に対し、その障害の種類や程度に応じたきめの細かい対応ができるように相談体制を充実させるとともに、障害のある人が自分に最もふさわしいサービスを受けられるよう、ケアマネジメントに円滑に結びつく相談・支援体制の確立を図ることが重要です。

このため、相談員に対して、法制度やケアマネジメントに関する学習への参加を促進し、相談・支援能力の向上、福祉保健課を中心とする相談支援窓口の充実を図るとともに、障害者自立支援協議会での調整・協議を行い、必要な時に必要なサービスが受けられるように、相談体制の強化を推進します。また、計画相談支援（個別給付）の支給対象者の拡大に伴い、サービス利用支援や障害児相談支援の充実を図るとともに、障害者支援施設等に入所している方や、精神科病院に長期入院している方に対する地域移行支援、地域生活が不安な方に対する地域定着支援の体制づくりを推進します。

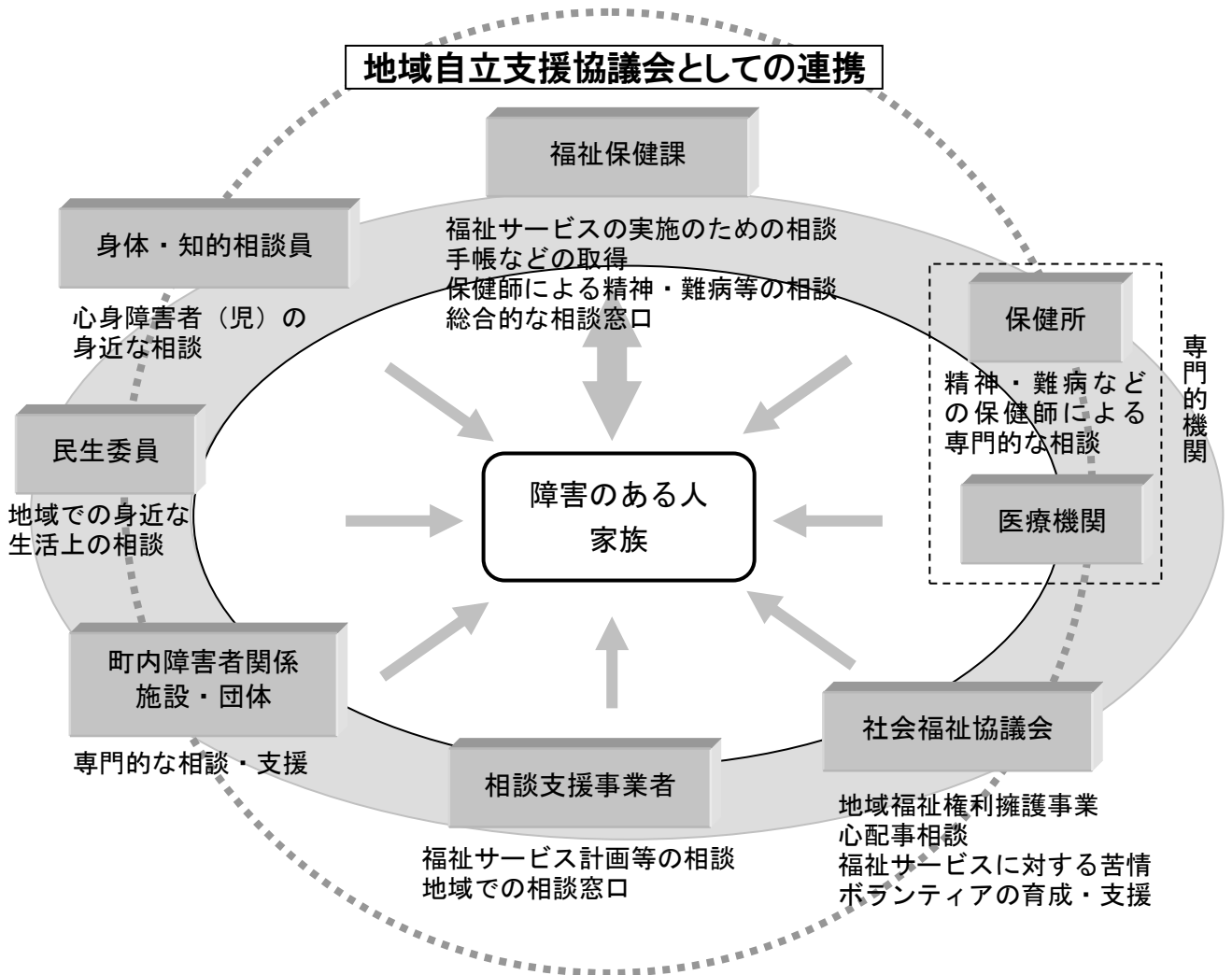
3 自立するための基盤づくり

障害のある人が、地域の中で自分らしく生活していくためには、障害のある人を支援する体制を整備するとともに、障害のある人自身が、こうした支援を受けながら、様々な機会を利用して積極的に社会参画し、自立に向けて取り組んでいくことが重要です。

このため、障害のある人が、地域の中で社会的経済的に自立して生活するため、職業訓練の機会の拡充から、就労訓練期間中の各種支援、就労機会の拡大、生活支

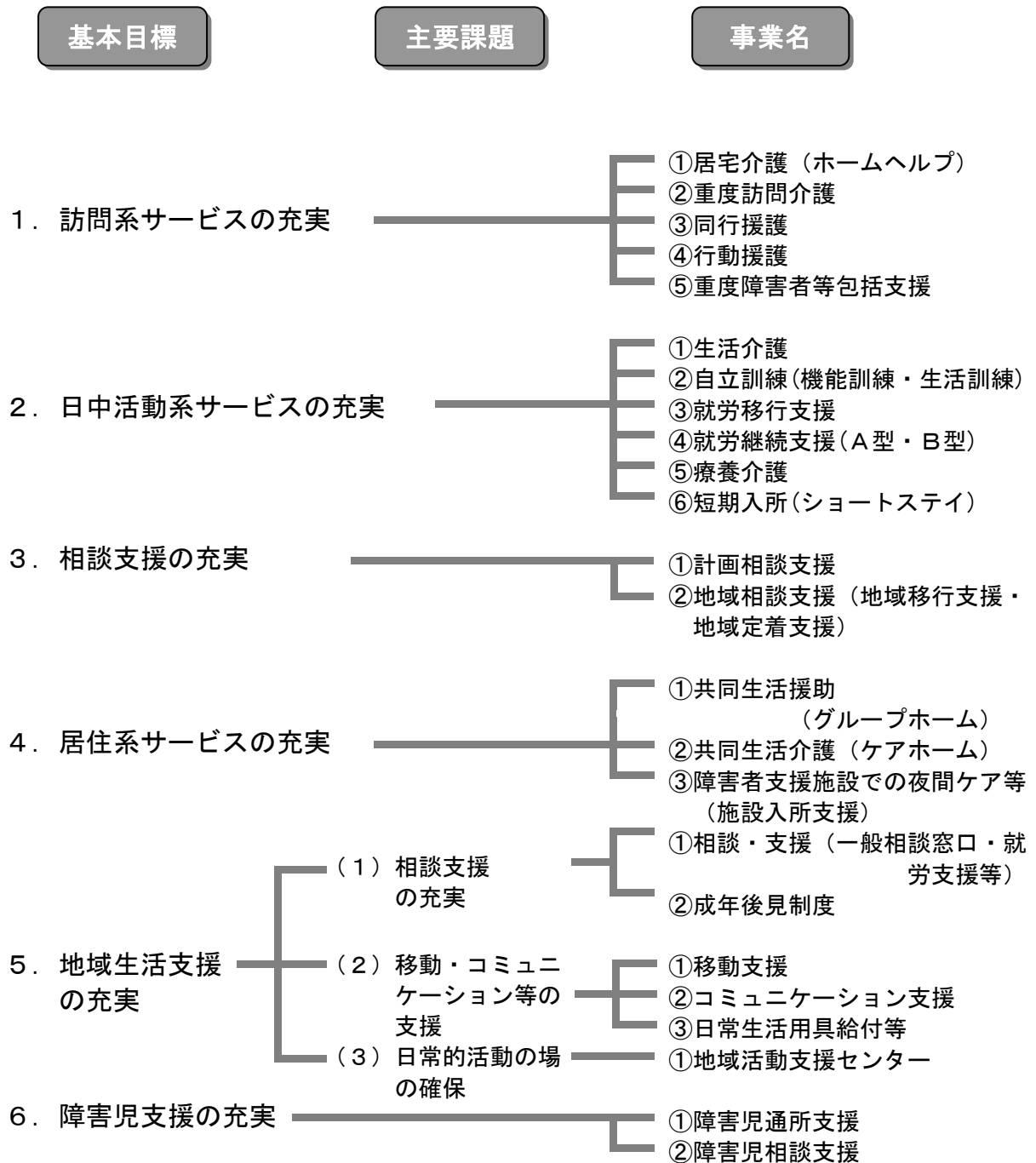
援の充実、就労継続の支援、離職の予防、再就職への支援まで、一貫した就労支援システムの構築をめざして、自立訓練の充実や日常生活の活動の場の確保に努めるとともに、民間事業者も含めた地域ぐるみの取り組みを進めます。

■相談支援体制のイメージ



第5節 施策の体系

本計画の展開を図る施策の体系を次のように設定します。



第3章 施策の展開

第1節 障害福祉サービスの推進

1 訪問系サービスの充実

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの充実を図ります。

事業名	事業の内容
①居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
③同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時において移動に必要な情報提供等の必要な援助を行います。
④行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

2 日中活動系サービスの充実

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービスの提供、障害者が地域生活をおくることができるよう、機能訓練や生活訓練の場の確保を図ります。

また、働く意欲のある人に対して、一人ひとりの特性にあった働く場の確保促進と就労支援を図ります。

さらに、医療的なケアを必要とする人に対する療養介護、介助者が病気の場合などの場合の短期入所（ショートステイ）など、誰もが安心して生活できるよう、日中活動系サービスの充実を図ります。

事業名	事業の内容
①生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
②自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
③就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
④就労継続支援（A型・B型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑤療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
⑥短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

3 相談支援の充実

障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行うため、相談支援の提供体制の整備を図ります。

また、障害者支援施設または精神科病院に入所・入院する障害者の方に対し、地域移行支援を推進するとともに、地域定着支援の提供体制の整備を図ります。

事業名	事業の内容
①計画相談支援	障害者（児）に対し計画相談支援を行い、サービス利用等、利用者に対してサービス等利用計画を作成します。また、国が定める標準基準期間等を踏まえてモニタリングを行います。
②地域相談支援	（地域移行支援） 地域生活の準備のための外出への同行支援、入居支援等を行います。 （地域定着支援） 24時間の相談支援体制等、地域移行の取り組みと連携しつつ支援を行います。

4 居住系サービスの充実

自立生活の基盤となる住まいの確保を促進するほか、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、グループホーム、ケアホームなど施設入所以外の居住支援サービスの充実を図ります。

また、夜間において施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を図ります。

事業名	事業の内容
①共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
②共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
③障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

5 地域生活支援の充実

(1) 相談・支援の充実

障害のある人の持つ様々な相談ニーズに的確に対応できるよう、相談体制を充実させるとともに、障害のある人が自分にあったサービスを受けられるよう、相談・支援体制の確立を図ります。

事業名	事業の内容
①相談・支援	障害者等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、また、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう就労に関する支援を行います。
②成年後見制度利用支援	障害者等の権利擁護又は、成年後見制度の周知を図り、利用を希望する方に支援を行います。

(2) 移動・コミュニケーション等の支援

障害者の自立生活や社会参加を保障するためにも、移動支援やコミュニケーション支援、日常生活用具の給付などを進めます。

事業名	事業の内容
①移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
②コミュニケーション支援	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者、要約筆記者の派遣や手話通訳者の設置により、障害者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
③日常生活用具給付等	障害者に対して、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などの日常生活用具の給付等を行います。

(3) 日常的活動の場の確保

雇用・就労の困難な障害者も日常的な活動の機会が持てるように、地域の社会資源の有効活用を図ります。

事業名	事業の内容
①地域活動支援センター	<p><基礎的事業> 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p><機能強化事業> センターの機能強化を図るために3つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）を設けます。</p> <p>Ⅰ型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施</p> <p>Ⅱ型：雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施</p> <p>Ⅲ型：地域の障害者のための援護対策</p>

6 障害児支援の充実

改正障害者自立支援法の公布に伴う、児童福祉法の一部改正等により、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、入所・通所の体系が一元化されました。これに伴い、障害児のニーズに的確に対応できるよう、サービスの充実を図ります。

事業名	事業の内容
①障害児通所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行います。
②障害児相談支援	障害児の通所サービスの利用（継続も含む）に係る利用の援助、障害児やその家族に対する相談等、障害児に対する相談支援を行います。

第2節 見込み量の設定について

この計画では、「指定障害福祉サービス」（「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの（自立支援給付））及び「地域生活支援事業」の各事業について見込みを設定します。

なお、自立支援法に基づくこの計画においては、同法に基づくサービス利用者に関するサービス量について、見込み量として設定します。

1 障害者数の見込み

近年の障害者数の推移を踏まえると、身体障害者数はやや減少傾向、知的障害者数は横ばい傾向、精神障害者は増加傾向となっており、今後もこうした傾向がある程度続くことが見込まれます。障害者数全体では、緩やかな増加が続き、平成26年度には合計533人となるものと見込まれます。

■障害者数推計値

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者	366	355	345	335
知的障害者	35	36	37	38
精神障害者	104	120	138	160
障害者数合計	505	511	520	533

※平成23年度は年度末実績見込み

※精神障害者については、自立支援医療（精神通院）利用者数。

2 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、全国どこでも必要なサービスが受けられるよう設けられたサービスであり、本計画において提供するサービスについて見込量を定めます。

指定障害福祉サービスにおいては、これまでの実績を基に、国や都の移行に関する考え方との整合を図りつつ、手帳所持者の増加傾向や利用率の伸びなど町の状況を考慮して見込量を算出します。

また、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者等を勘案し、3年間で計画的に相談支援の利用者を見込み、地域移行支援、地域定着支援についても見込量を算出します。

■指定障害福祉サービス

	訪問系サービス	日中系サービス	居住系サービス
介護 給付	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護 同行援護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護 短期入所(ショートステイ) 療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活介護(ケアホーム) 施設入所支援
訓練等 給付		<ul style="list-style-type: none"> 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型・B型) 	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活援助(グループホーム)
障害児 支援		<ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援 	

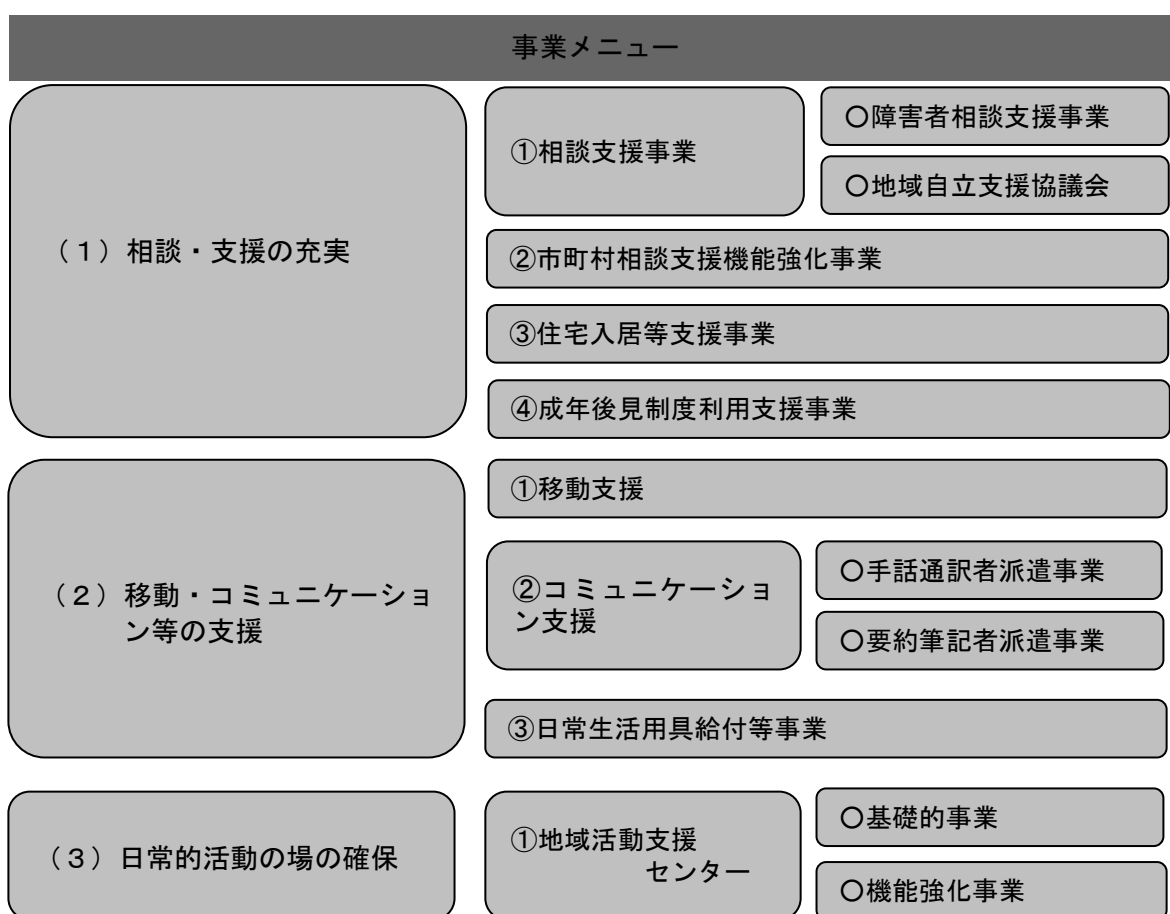
3 地域生活支援事業

障害者自立支援法では、障害のある人の地域での生活をより効果的に支援するために、市町村が実施主体となり、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業が位置づけられています。町では、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援といった必要不可欠な支援を中心に地域生活支援事業として見込量を定めます。

見込み量については、従来提供されてきたサービスにおける利用実績を基に、手帳所持者の増加傾向や利用率の伸びなど町の状況を考慮して算出します。

また、障害者自立支援法では、相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関する中核的な役割を果たす協議の場として「地域自立支援協議会」の設置が位置づけられており、町においても、これを設置し、相談支援事業の実施、地域における障害のある人を支えるネットワークの構築や町内の資源の開発・改善に向け関係機関の連携、地域における様々な支援策等について検討を行っています。

■地域生活支援事業メニュー



■地域自立支援協議会の役割

地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす場として、町が設置し、定期的に協議を行っています。

【構成メンバー】

障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、民生・児童委員、身体・知的障害者相談員等、町の実情を話し合えるよう幅広いメンバーで構成しています。

【主な機能】

- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議と調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催します）
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 地域の社会資源の開発と改善に向けた協議

第3節 平成26年度における目標値

地域生活移行や就労支援といった課題に関し、平成26年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現行体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成26年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

■目標値

項目	数値	考え方
第1期計画策定時の入所者数	18人	平成17年10月1日の全施設入所者数
【目標値】 地域生活移行数	5人	現在の全入所者数のうち、平成26年度末までに施設入所から※GH・CH等へ地域移行する予定の者の数 (割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
	27.8%	
【目標値】 削減見込	5人	平成26年度末段階での削減見込数 (割合については、削減見込数を全入所者で除した値)
	27.8%	

※GH：グループホーム CH：ケアホーム

目標の達成に向けて

- グループホーム、ケアホームなどの生活基盤整備については、広域的な連携により、必要な量の確保に努めます。
- 地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、ホームヘルプサービスやショートステイ、日中活動の場、身近な相談先などの確保が必要であり、地域生活を支える各種サービスをあわせて充実していきます。
- 地域でのグループホーム等の設置・運営の支援、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活への移行については、客観的に分析・評価することが難しいこと等の問題点があるため、退院可能精神障害者の減少という現在の目標値は、第3期計画では定めていません。

3 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度末までに一般就労に移行する人数の目標を設定します。

■ 目標値

項目	数 値	考え方
第1期計画策定時の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において「区市町村障害者就労支援事業」等による支援を受けて、一般就労した者の数 平成17年度において、福祉施設を退所して一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	0人 — 倍	平成26年度において、一般就労する者の数

目標の達成に向けて

- 一般就労への移行については、具体的な規模としては見込んでいませんが、障害者就労サポート事業の利用促進を図り、ハローワークや近隣市町との連携を取りながら、広く情報収集・提供を行い、必要な支援を行います。
- 一般就労への移行を進めるため、本人や受け入れ側の努力だけでなく、地域ぐるみの協力体制を構築していきます。

4 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度末までに就労移行支援事業を利用する人数の目標を設定します。

■目標値

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	22人	平成26年度において、福祉施設を利用している者の数（見込み）
【目標値】平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	0人	平成26年度において、一般就労への移行に向け就労移行支援事業を利用する者の数

目標の達成に向けて

○一般就労への移行については、具体的な規模としては見込んでおらず、就労移行支援事業の利用についても同様に見込んでいません。しかしながら、一般的には、一般就労を促進するため、福祉施設からの移行も含め、多様な事業者の参入を促すなどの支援を行っていきます。

5 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

就労を継続するための支援事業のうち、A型（自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業のうち、雇用によって行うもの。）についての利用者の割合を設定します。

■目標値

項目	数値	考え方
平成26年度末の 就労継続支援（A型） 事業の利用者（7）	0人	平成26年度において就労継続支援（A型） 事業を利用した者の数（見込み）
平成26年度末の 就労継続支援（B型） 事業の利用者	5人	平成26年度において就労継続支援（B型） 事業を利用した者の数（見込み）
平成26年度末の 就労継続支援（A型+B型） 事業の利用者（イ）	5人	平成26年度において就労継続支援（A型と B型の合計）事業を利用した者の数（見 込み）
【目標値】平成26年度末の就 労継続支援（A型）事業の利用 者の割合（7）／（イ）	0.0%	平成26年度において就労継続支援事業を利用 した者のうち、A型を利用した者の割 合

目標の達成に向けて

- 就労継続支援については、A型の利用については見込んでいないものの、B型も含めた事業全体として、継続的な就労につながるような支援を行います。
- 訓練等により、就労を継続しやすくなるよう、事業の適切な利用を促進していきます。

第4節 整備目標

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえて、下記の点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行うことにいたします。

1 必要な訪問系サービスを保証する

立ち遅れている精神障害者などに対する訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを保証します。

2 希望する障害者に日中活動サービスを保証する

近隣市町村との連携を図り、希望する障害者に適切な日中活動サービスの提供を保証します。

3 グループホーム等の充実により施設入所・入院から地域生活への移行を促進する

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

4 福祉施設から一般就労への移行等を促進する

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

1 訪問系サービスの充実

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括支援といった訪問系サービスについては、平成20年度の利用者は、居宅介護で1名、それ以降の利用はありません。

今後は1人程度の利用ニーズがあるものと見込んで、サービス提供基盤の確保を図ります。

※平成23年度の数値は第2期サービス見込み量数値

■訪問系サービスの見込み量

単位：人、時間／月

事業名	実績値	第3期			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	3	1	1	1	1
サービス量	81	24	24	24	24

■居宅介護内訳

事業名	単位	実績値	第3期			
			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者	身体介護中心	実人数	2	1	1	1
		時間／月	54	24	24	24
	家事援助中心	実人数	0	0	0	0
		時間／月	0	0	0	0
	小計	実人数	2	1	1	1
		時間／月	54	24	24	24
知的障害者	身体介護中心	実人数	1	0	0	0
		時間／月	27	0	0	0
	家事援助中心	実人数	0	0	0	0
		時間／月	0	0	0	0
	小計	実人数	1	0	0	0
		時間／月	27	0	0	0
障害児	身体介護中心 (身体)	実人数	0	0	0	0
		時間／月	0	0	0	0
	身体介護中心 (知的)	実人数	0	0	0	0
		時間／月	0	0	0	0
	家事援助中心 (身体)	実人数	0	0	0	0
		時間／月	0	0	0	0
	家事援助中心 (知的)	実人数	0	0	0	0
		時間／月	0	0	0	0
	小計	実人数	0	0	0	0
		時間／月	0	0	0	0
合計	実人数	3	1	1	1	
	時間／月	81	24	24	24	

■ 重度訪問介護内訳

単位：人

事業名	実績値	第3期		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者	0	0	0	0
知的障害者	0	0	0	0
障害児（身体）	0	0	0	0
障害児（知的）	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

■ 同行援護内訳

単位：人

事業名	実績値	第3期		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

■ 行動援護内訳

単位：人

事業名	実績値	第3期		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者	0	0	0	0
知的障害者	0	0	0	0
障害児（身体）	0	0	0	0
障害児（知的）	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

■ 重度障害者等包括支援

単位：人

事業名	実績値	第3期		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者	0	0	0	0
知的障害者	0	0	0	0
障害児（身体）	0	0	0	0
障害児（知的）	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

見込量確保に向けた方策

- ・地域移行の促進に伴いサービス利用が増加した場合に対応できるよう、事業者に対し情報提供を行います。
- ・サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。
- ・想定するサービス以外で、サービス提供の必要が生じた場合、近隣市町村との連携によるすみやかなサービス提供を図るとともに、町内でのサービス提供基盤の確保に努めます。

2 日中活動系サービスの充実

日中活動系のサービスについては、サービス提供基盤不足等により、利用実績のないものが多くなっていますが、今後は新規の利用者も想定した見込みを行い、提供基盤の確保を図ります。

■日中活動系サービスの見込み量

事業名	単位	実績値	第3期		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	実人数	11	14	14	15
	日数/月	242	308	308	330
自立訓練（機能訓練）	実人数	4	0	0	1
	日数/月	88	0	0	22
自立訓練（生活訓練）	実人数	1	1	1	1
	日数/月	22	22	22	22
就労移行支援	実人数	1	0	0	0
	日数/月	22	0	0	0
就労継続支援（A型）	実人数	1	0	0	0
	日数/月	22	0	0	0
就労継続支援（B型）	実人数	5	4	5	5
	日数/月	110	88	110	110
療養介護	実人数	1	0	0	0
	日数/月	22	0	0	0
短期入所（ショートステイ）	実人数	3	1	1	1
	日数/月	27	7	7	7

■短期入所（ショートステイ）内訳

事業名	単位	実績値	第3期			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
身体障害者短期入所 （ショートステイ）	実人数	3	1	1	1	
	日数／月	27	7	7	7	
知的障害者短期入所 （ショートステイ）	実人数	0	0	0	0	
	日数／月	0	0	0	0	
精神障害者短期入所 （ショートステイ）	実人数	0	0	0	0	
	日数／月	0	0	0	0	
障害児短期入所	実人数	0	0	0	0	
	日数／月	0	0	0	0	

■一般雇用の目標

単位：人

事業名	実績値	第3期			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
一般雇用	4	0	0	0	

見込量確保に向けた方策

- ・サービスの提供に向けて、事業者の意向や移行時期等の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。
- ・地域の通所施設については、その移行先や今後のさらなる活用方法について、都との調整を図りつつ検討していきます。
- ・想定するサービス以外で、サービス提供の必要が生じた場合、近隣市町村との連携によるすみやかなサービス提供を図るとともに、町内でのサービス提供基盤の確保に努めます。

3 相談支援の充実

課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援の提供体制の整備を図ります。また、障害者支援施設または精神科病院に入所・入院する障害者の方に対し、地域移行支援を推進するとともに、地域定着支援の提供体制の整備を図ります。

単位：人

事業名	実績値	第3期		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	0	2	9	23
地域移行支援	0	0	0	1
地域定着支援	0	0	0	1

見込量確保に向けた方策

- ・ サービス利用に伴う計画を段階的に策定していくためにも、事業者の確保や情報提供を広く行い、事業者の参入を促進します。
- ・ 地域移行支援や地域定着支援の事業を充実させるため、近隣市町村との連携を図り、サービスの提供基盤の確保に努めます。

4 居住系サービスの充実

グループホームやケアホームについては、現在のところ町内外の施設で対応していますが、今後、利用者の増加が見込まれることから近隣市町村との連携を更に図ります。

また、施設入所支援については、利用増加にも対応した基盤の確保を図ります。

単位：人

事業名	実績値	第3期		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助（グループホーム・ケアホーム）	8	4	4	5
共同生活援助（グループホーム）	3	1	1	1
共同生活介護（ケアホーム）	5	3	3	4
施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	9	12	12	13

見込量確保に向けた方策

- ・ 介助者の高齢化等にもなう利用者の拡大に対応して、近隣市町村と連携し情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

5 地域生活支援の充実

(1) 相談・支援の充実

保健福祉センター、地域自立支援協議会を核とした相談・支援体制・ネットワークの整備を進めます。

また、成年後見制度が適切に利用されるよう、支援を進めます。

事業名	単位	実績値	第3期		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談・支援	か所	1	0	0	1
	実人数	0	0	0	8
成年後見制度	か所	-	0	0	1
	実人数	-	0	0	2

実施に向けた考え方

- ・ 処遇困難なケースや、権利擁護への対応ができるよう、地域自立支援協議会での協議を基に、保健師等の専門職員を配置するなど、相談支援機能を強化します。
- ・ 必要な方が適切に成年後見制度を利用できるよう、相談や情報提供等の支援を進めます。

(2) 移動・コミュニケーション等の支援

従来からの利用実績を踏まえ、今後もサービスの提供を進めます。

事業名	単位	実績値	第3期		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援	実人数	2	6	6	6
	日数/月	2	4	4	4
コミュニケーション支援	人	2	1	1	1
	派遣延べ人数	8	2	2	2
日常生活用具給付等	実人数	18	18	18	18
日常生活用具給付	実人数	18	18	18	18

実施に向けた考え方

- ・ニーズに対応できるよう、サービス提供基盤の確保を図ります。

(3) 日常的活動の場の確保

地域活動支援センターを中心として、障害のある人の相談や交流の場を設けるとともに、将来的には町内1か所程度の地域での日中活動の場の確保を図ります。

単位：か所

事業名	実績値	第3期		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター基礎的事業	0	0	0	0
地域活動支援センター機能強化事業	1	1	1	1
地域活動支援センター I型	0	0	0	0
地域活動支援センター II型	0	0	0	0
地域活動支援センター III型	1	1	1	1

実施に向けた考え方

- ・ニーズの発掘、また、通所施設整備事業の推進を積極的に図ります。

6 障害児支援の充実

身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、入所・通所の体系が一元化されたことに伴い、障害児のニーズに的確に対応できるよう、サービスの充実を図ります。

■ 障害児通所支援事業の見込み量

事業名	単位	実績値	第3期			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
児童発達支援	実人数	0	0	0	0	
	日数/月	0	0	0	0	
医療型児童発達支援	実人数	0	0	0	0	
	日数/月	0	0	0	0	
放課後等デイサービス	実人数	0	0	0	0	
	日数/月	0	0	0	0	
保育所等訪問支援	実人数	0	0	0	0	
	日数/月	0	0	0	0	

実施に向けた考え方

- ・利用者のニーズに対応できるよう。近隣市町と連携し、情報提供や必要なサービスを確保します。

■障害福祉サービス見込み量 総括表

事業名		単位	実績値	第3期		
			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	実人数	3	1	1	1
		日数/月	81	24	24	24
日中活動系サービス	生活介護	実人数	11	14	14	15
		日数/月	242	308	308	330
	自立訓練（機能訓練）	実人数	4	0	0	1
		日数/月	88	0	0	22
	自立訓練（生活訓練）	実人数	1	1	1	1
		日数/月	22	22	22	22
	就労移行支援	実人数	1	0	0	0
		日数/月	22	0	0	0
	就労継続支援（A型）	実人数	1	0	0	0
		日数/月	22	0	0	0
	就労継続支援（B型）	実人数	5	4	5	5
		日数/月	110	88	110	110
療養介護	実人数	1	0	0	0	
	日数/月	22	0	0	0	
短期入所（ショートステイ）	実人数	3	1	1	1	
	日数/月	27	7	7	7	
	一般雇用	実人数	4	0	0	0
相談支援	計画相談支援	実人数	1	2	9	23
	地域移行支援	実人数	0	0	0	1
	地域定着支援	実人数	0	0	0	1
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	実人数	8	4	4	5
	施設入所支援	実人数	9	12	12	13
地域生活支援事業	相談・支援	か所	1	0	0	1
		実人数	11	0	0	8
	移動支援	実人数	2	6	6	6
		日数/月	2	4	4	4
	コミュニケーション支援	人	2	1	1	1
		派遣延べ人数	8	2	2	2
日常生活用具給付等 地域活動支援センター	実人数	18	18	18	18	
障害児通所支援事業	児童発達支援	か所	1	1	1	1
		実人数	0	0	0	0
	医療型児童発達支援	日数/月	0	0	0	0
		実人数	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	日数/月	0	0	0	0
		実人数	0	0	0	0
	保育所等訪問支援	日数/月	0	0	0	0
		実人数	0	0	0	0

第5節 見込み量確保のための方策

1 情報提供について

障害者自立支援法の施行による支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や地域の住民、事業者に対し、ホームページや声の広報などを活用し、様々な機会を捉えた情報提供を行います。

特に、障害のある人とその家族が、新しいサービスを積極的に利用できるよう、潜在的ニーズの掘り起こしという観点に立って、情報提供体制の充実を図ります。

2 専門的な人材の育成と確保について

相談者の多様化・高度化するニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士やホームヘルパー、保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障害福祉に関する専門的な人材の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

特に、専門的な人材が障害者自立支援法や新しいサービスに対する理解を深められるよう、育成していきます。

3 障害福祉サービスについて

障害の別なく訪問系サービスを提供します。今後、さらに質の高いサービスを提供するために、近隣市町村と連携し、また、町においては障害者へのサービス提供事業者のための研修を行う等、障害特性に応じた訪問系サービスの提供を図ります。

また、日中活動系サービスについては、既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を進めるため、各事業者の意向を尊重しつつ、移行に係る必要な支援を行います。

さらに、新規事業者の参入を促すための支援を行っていきます。

4 就労支援について

地域生活と就労を一体的に支援することにより、障害者の適性にあった就労支援を推進していきます。また、障害者就労サポート事業の利用促進を図り、ハローワーク等関係機関との連携を図ります。

5 施設整備について

各種施設整備に際しては、近隣市町村や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設に関しては、近隣市町村や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。

特に、地域における居住の場としてのグループホーム、ケアホーム等については、設置を推進するために各団体、事業者に必要な支援を行っていきます。

6 相談・支援提供体制について

相談支援事業については、福祉保健課を中心として、関係機関との連携のもとに、相談体制の充実を図ります。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、保健・医療関係者、雇用関係機関、障害者団体、学識経験者等の関連する分野の関係者からなる、「地域自立支援協議会」における検討などを経ながら、相談支援体制の充実を図ります。

障害者一人ひとりに適切なサービス利用計画が作成されるよう、指定相談支援事業者が行う相談支援の充実を促進します。

第6節 計画の推進

1 全庁的な施策の推進

障害者施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、行政全般にわたる取り組みが必要となります。今後は、福祉保健課を中心として、関係機関と連携し、施策の推進を図っていきます。

また、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意欲を高めていきます。

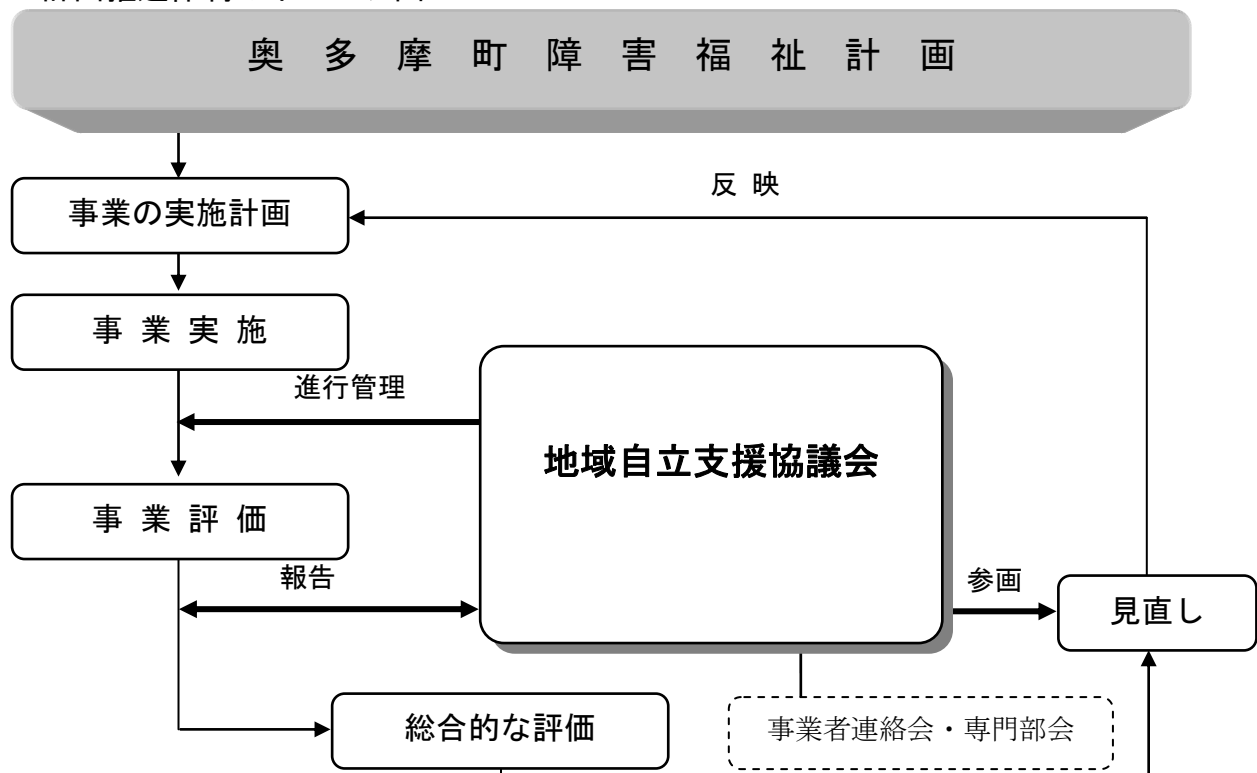
2 計画の進行状況の管理体制の確立

この計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことのできる進行管理体制を確立することが必要です。

そのため、行政や町内の関係機関などと連携を図り、具体的に施策の執行・検討、見直しを行うための「障害者自立支援協議会」を設置しており、就労やサービスの質の向上をめざし、計画の着実な推進を図ります。

また、この「障害者自立支援協議会」に繋がる組織として、サービスを提供する事業者連絡会や、障害者の就労などの継続する課題を検討するため、障害のある人やその家族、関係団体等も含めて、幅広い関係者による専門的な部会などを設置し、計画の具体的な実施等について検討をするものとします。

■計画推進体制のイメージ図



第4章 関連データ

第1節 障害者の状況

■在宅・施設別年齢区分別障害者数（国）

区分		総数	在宅者	施設入所者
身体障害児・者	総数	366.3万人(29人)	357.6万人(28人)	8.7万人(1人)
	18歳未満	9.8万人	9.3万人	0.5万人
	18歳以上	356.4万人	348.3万人	8.1万人
知的障害児・者	総数	54.7万人(4人)	41.9万人(3人)	12.8万人(1人)
	18歳未満	12.5万人	11.7万人	0.8万人
	18歳以上	41.0万人	29.0万人	12.0万人
	年齢不詳	1.2万人	1.2万人	0.0万人
精神障害者	総数	302.8万人(24人)	267.5万人(21人)	35.3万人(3人)
	20歳未満	16.4万人	16.1万人	0.3万人
	20歳以上	285.8万人	250.8万人	35.0万人
	年齢不詳	0.6万人	0.5万人	0.1万人

※（ ）は平成17年国勢調査人口1,000人当たりの障害者数

※精神障害者の数は、ICD-10の「V精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応しており、「患者調査」の外来患者を在宅者、入院患者を施設入所者とみなしている。

※身体障害児・者の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。

※資料：「身体障害児・者」在宅者：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（平成18年） 施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（平成18年）等

「知的障害児・者」在宅者：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成17年） 施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（平成17年）

「精神障害者」在宅者：厚生労働省「患者調査」（平成17年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成 施設入所者：厚生労働省「患者調査」（平成17年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

■障害者数（手帳交付者数）（都）

単位：人

区分	総数	18歳未満	18歳以上	総人口比
身体障害児・者	459,521	23,934	435,587	3.5%
知的障害児・者	70,038	16,416	53,622	0.5%

（注）総人口比は、住民基本台帳人口（平成23年4月1日）13,175,079人に占める割合

平成23年4月末現在

資料：東京都福祉保健局 福祉行政統計

■障害者数（町）

単位：人

区分	総数	18歳未満	18歳以上	総人口比
身体障害者	366	0	366	5.9%
知的障害者	35	4	31	0.6%
精神障害者	90	1	89	1.5%

(注) 精神障害者の数は、通院医療公費負担患者数

総人口比は、住民基本台帳人口(平成23年1月1日) 6,190人に占める割合

平成23年3月31日現在

資料：奥多摩町

■65歳以上の障害者数（町）

単位：人

区分	総数	65歳未満	65歳以上	65歳以上の占める割合
身体障害者	366	97	269	73.5%
知的障害者	35	28	7	20%

平成23年3月31日現在

第2節 身体障害者の状況

■身体障害者手帳所持者数の推移（障害の種類別）

単位：人

種類 \ 年	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
視覚障害	29	28	27	29	25
聴覚・言語障害	42	42	43	42	42
肢体不自由	221	219	215	221	214
内部障害	85	89	90	85	85
合計	377	378	375	377	366

平成23年3月31日現在

資料：奥多摩町

■身体障害者手帳所持者数（障害の種類・程度別）

単位：人

種類 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	11(4)	6(0)	5(3)	1(0)	1(0)	1(0)	25(7)
聴覚・言語障害	6(1)	14(4)	6(2)	3(1)	0(0)	13(4)	42(12)
肢体不自由	55(39)	53(24)	41(12)	46(9)	14(5)	5(0)	214(89)
内部障害	60(3)	1(0)	14(2)	10(0)	0(0)	0(0)	85(5)
合計	132(47)	74(28)	66(19)	60(10)	15(5)	19(4)	366(113)

()は老人ホーム入居者再掲

平成23年3月31日現在

資料：奥多摩町

第3節 知的障害者の状況

■愛の手帳所持者の推移（18歳未満、18歳以上）

単位：人

年 区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
合計	25	32	35	34	35
18歳未満	2	3	5	5	4
18歳以上	23	29	30	29	31

平成23年3月31日現在
資料：奥多摩町

■愛の手帳所持者の推移（障害の程度別）

単位：人

年 区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
合計	25	32	35	34	35
1度(最重度)	0	1	1	2	2
2度(重度)	8	8	8	5	4
3度(中度)	11	10	11	11	11
4度(軽度)	6	13	15	16	18

平成23年3月31日現在
資料：奥多摩町

※愛の手帳（東京都療育手帳）：東京都愛の手帳交付要綱で定められている判定基準に該当する方に、障害の程度によって1度から4度の区分で交付されます。知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、社会の理解と協力を深めるため交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

第4節 精神障害者の状況

■精神障害者保健福祉手帳発行状況

単位：人

区分 \ 年	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
合計	3	6	27	28	30
1級	1	2	7	6	9
2級	1	3	13	16	15
3級	1	1	7	6	6

平成23年3月31日現在
資料：東京都立中部総合精神保健福祉センター

■精神障害者通院医療費公費負担患者数

単位：人

区分 \ 年	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
合計	85	72	90	78	90

平成23年3月31日現在
資料：奥多摩町

第5節 難病患者の状況

■難病患者の推移

単位：人

区分		年				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
難病患者数	特定	32	37	33	48	42
	小慢	5	6	4	4	5
	血友病	0	0	0	0	0
	合計	37	43	37	52	47

平成23年3月31日現在

資料：奥多摩町

※特定：特定疾患（厚生労働省が難病対策の対象として定めた疾患）

※小慢：小児慢性特定疾患（18歳未満の慢性疾患のうち、厚生労働省が特に定めたもの）

※血友病：20歳以上の先天性血液凝固因子欠乏症等

難病医療費助成について、国の医療費公費負担事業の対象となる疾病には対策研究事業の対象疾病のうち、56疾病が対象となっています。また、東京都では、国の制度を補完するものとして、都単独で難病医療費助成事業を行っており、現在23疾病を指定しています。

また、原因・治療法はある程度判明しているが、特殊な医療を必要とする以下の2疾病についても特殊医療として、医療費助成事業を行っています。

- ① 先天性血液凝固因子欠乏症等（国対象：先天性血液凝固因子障害等治療研究事業）
- ② 人口透析を必要とする腎不全（都単独事業）

■指定疾患受給者

単位：人

病名	人数
【国疾病】	
ベーチェット病	1
多発性硬化症	2
重症筋無力症	1
全身性エリテマトーデス	1
スモン（重症）	0
再生不良性貧血	2
サルコイドーシス	1
筋萎縮性側索硬化症	0
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	2
特発性血小板減少性紫斑病	1
結節性動脈周囲炎（結節性多発動脈炎）・ （顕微鏡的多発血管炎）	0
潰瘍性大腸炎	2
高安病（大動脈炎症候群）	1
ビュルガー病	1
天疱瘡	0
脊髄小脳変性症	3
クローン病	2
劇症肝炎	0
悪性関節リウマチ	0
パーキンソン病関連疾患	4
アミロイドーシス（原発性アミロイド症）	0
後縦靭帯骨化症	2
ハンチントン病	0
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	2
ウェゲナー肉芽腫症	0
特発性拡張型心筋症（うっ血型）心筋症	0
多系統萎縮症	0
表皮水疱症	0
膿疱性乾癬	1
広範脊柱管狭窄症	0
原発性胆汁性肝硬変	1
重症急性膵炎	0
特発性大腿骨頭壊死症	0
混合性結合組織病	0
原発性免疫不全症候群	0
特発性間質性肺炎	1
網膜色素変性症	0
プリオン病	0
肺動脈性肺高血圧症	2
神経線維腫症（Ⅰ型）（Ⅱ型）	0
亜急性硬化性全脳炎	0
バッド・キアリ症候群	0

病名	人数
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	0
ライソゾーム病（ファブリー病含む）	0
副腎白質ジストロフィー	0
家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	0
脊髄性筋萎縮症	0
球脊髄性筋萎縮症	0
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	0
肥大型心筋症	0
拘束型心筋症	0
ミトコンドリア病	0
リンパ管筋腫症（LAM）	0
重症多形滲出性紅斑（急性期）	0
黄色靭帯骨化症	0
間脳下垂体機能障害	3
【国特殊医療】	0
先天性血液凝固因子欠乏症等	0
【都単独疾病】	0
進行性筋ジストロフィー	0
ウィルソン病	0
脊髄空洞症	0
悪性高血圧	0
骨髄線維症	0
ネフローゼ症候群	0
母斑症	0
シェーグレン症候群	2
多発性嚢胞腎	0
特発性門脈圧亢進症	0
原発性硬化性胆管炎	0
肝内結石症	0
ミオトニー症候群	0
特発性好酸球増多症候群	1
アレルギー性肉芽腫性血管炎	0
強直性脊椎炎	1
びまん性汎細気管支炎	0
遺伝性（本態性）ニューロパチー	0
遺伝性QT延長症候群	0
先天性ミオパチー	0
成人スティル病	0
網膜脈絡膜萎縮症	0
自己免疫性肝炎	1
【都特殊医療】	
人工透析を必要とする腎不全	20
	61

平成23年3月31日現在

資料：奥多摩町

■小児慢性特定疾患受給者（単位：人）

病名	人数
悪性新生物	
慢性腎疾患	
ぜんそく	
慢性心疾患	
内分泌疾患	2
膠原病	
糖尿病	
先天性代謝異常	
血友病等血液疾患	3
神経・筋疾患	
合計	5

平成 23 年 3 月 31 日現在

資料：奥多摩町

第6節 各種サービスの利用状況

■訪問系サービス

サービス種別	利用実績	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
		利用者 実人数	延べ利 用数	単位	利用者 実人数	延べ利 用数	単位	利用者 実人数	延べ利 用数	単位
身体障害者	居宅介護等事業（ホームヘルプ）	1	24	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	内 身体介護	1	24	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	内 家事援助	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	重度訪問介護	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	行動援護	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	重度障害者等包括支援	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
知的障害者	居宅介護等事業（ホームヘルプ）	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	内 身体介護	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	内 家事援助	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	重度訪問介護	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	行動援護	0	0	日数／月	0	0	日数／月	0	0	日数／月
	重度障害者等包括支援	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
身体障害児	身体介護中心	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	家事援助中心	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	重度訪問介護	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	行動援護	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	重度障害者等包括支援	0	0	日数／月	0	0	日数／月	0	0	日数／月
知的障害児	身体介護中心	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	家事援助中心	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	重度訪問介護	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	行動援護	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月
	重度障害者等包括支援	0	0	日数／月	0	0	日数／月	0	0	日数／月
精神障害者	居宅介護等事業（ホームヘルプ）	0	0	時間／月	0	0	時間／月	0	0	時間／月

各年度10月実績

■日中活動系サービス

施設種別	利用者実数	奥多摩町		
		平成21年度実績	平成22年度実績	1年あたり伸び
日中活動系サービス	生活介護	4	9	5
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	0	1	1
	就労移行支援	0	0	0
	就労継続支援（A型）	0	0	0
	就労継続支援（B型）	4	3	-1
	療養介護	0	0	0
	小計	8	13	5
身体障害者	旧体系（入所・通所）	11	6	-5
	身体障害者入所更生	0	0	0
	身体障害者療護施設	1	0	-1
	身体障害者授産施設	2	2	0
	身体障害者通所授産施設	1	1	0
	身体障害者福祉工場	0	0	0
	身体障害者小規模通所授産施設	0	0	0
	身体障害者小計	4	3	-1
知的障害者	知的障害者更生施設（入所）	7	3	-4
	知的障害者更生施設（通所）	0	0	0
	知的障害者授産施設（入所）	0	0	0
	知的障害者授産施設（通所）	0	0	0
	知的障害者福祉工場	0	0	0
	知的障害者小規模通所授産施設	0	0	0
	知的障害者小計	7	3	-4
精神障害者	精神障害者生活訓練施設	0	0	0
	精神障害者入所授産施設	0	0	0
	精神障害者通所授産施設	0	0	0
	精神障害者福祉工場	0	0	0
	精神障害者小規模通所授産施設	0	0	0
	精神障害者小計	0	0	0
作業所	小規模作業所（3障害）	0	0	0
その他のサービス	児童デイサービス	0	0	0
	短期入所	0	0	0
	相談支援（計画策定対象）	0	0	0
	小計	0	0	0
合計		19	19	0

各年度10月実績

■居住系サービス

施設種別	利用者実数	奥多摩町		
		平成21年度実績	平成22年度実績	1年あたり伸び
知的障害者グループホーム		1	1	0
身体障害者グループホーム		0	0	0
精神障害者グループホーム		0	0	0
知的障害者ケアホーム		3	3	0
身体障害者ケアホーム		0	0	0
精神障害者ケアホーム		0	0	0
グループホーム・ケアホーム小計		4	4	0
施設入所支援		2	7	5
旧体系		10	5	-5
身体障害者	身体障害者更生施設	0	0	0
	身体障害者療護施設	1	0	-1
	身体障害者授産施設	2	2	0
	身体障害者小計	3	2	-1
知的障害者	知的障害者更生施設	7	3	-4
	知的障害者授産施設	0	0	0
	知的障害者通勤寮	0	0	0
	知的障害者小計	7	3	-4
精神障害者	精神障害者生活訓練施設	0	0	0
	精神障害者入所授産施設	0	0	0
	精神障害者小計	0	0	0
合計		16	16	0

各年度10月実績

■町外グループホーム・ケアホーム利用状況（実利用人数） 単位：人

区分		平成21年度	平成22年度	
知的障害者	グループホーム	1	1	
	ケアホーム	区分2	1	1
		区分3	1	1
		区分4	1	1
	小計	3	3	
合計	4	4		

各年度3月31日現在

■地域生活支援事業

■移動・コミュニケーション等の支援

単位：件

	平成21年度	平成22年度
移動支援（ガイドヘルパー）	5	6
コミュニケーション支援	1	0
日常生活用具給付	104	112

各年度3月31日現在

■地域活動支援センター

施設名	サービス名	定員数（人）	町民利用者数（人）	
			平成21年度	平成22年度
かもんみーる	地域活動支援センターⅢ型	14人以内/1日	15	14

定員数は平成23年3月31日現在
利用者数は各年度10月1日現在

■地域活動支援センター利用状況

単位：人

	障害別	性別	平成21年度	平成22年度	合計
利用者数	かもんみーる	身体障害者	87	115	202
		知的障害者	447	223	670
		精神障害者	476	501	977
		合計	1,010	839	1,849
	カフェ	身体障害者	1	0	1
		知的障害者	135	144	279
		精神障害者	186	159	345
		合計	322	303	625
	屋外活動	身体障害者	2	58	60
		知的障害者	106	282	388
		精神障害者	89	248	337
		合計	197	588	785

各年度の年間延べ利用者数
資料：奥多摩町

障害者地域活動支援センター「かもんみーる」では、身体、知的、精神障害者の方を対象に、創作活動、生産活動等を行っています。

工房でのパンやクッキーの製造、カフェでの接客、販売、清掃作業等、障害を持つ方一人ひとりの状況を踏まえ活動を行っていることから利用者も年々増加傾向にあります。

■その他事業

■就労サポート事業

単位：人

	区 分	平成21年度	平成22年度
障害者就労 サポートセンター わーく・わーく	身体障害者	—	1
	知的障害者	—	0
	精神障害者	—	3
	合 計	—	4

各年度3月31日現在

障害者の就労支援においては、障害者の就業準備から就職及び職場安定にあたって、就業面における支援までの一連の支援が隙間なく提供されることが必要となります。そこで、身近な町が関係機関との連携拠点として積極的に支援していくことを目的として障害者就労サポート事業「わーく・わーく」をこの平成22年10月に立ち上げ、障害者の相談対応及び、関係機関との連携等の就労支援を行っています。

■高次脳機能障害者

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度
相談対応の内容	—	0
一般相談	—	0
関係機関との連携	—	0
合 計	—	0

各年度3月31日現在

高次脳機能障害の支援においては、平成18年に「高次脳機能障害支援普及事業」が障害者自立支援法の地域生活支援事業として位置づけられ、全国的に高次脳機能障害者への支援が進められています。奥多摩町においても東京都の「区市町村高次脳機能障害者支援促進事業」の補助金を活用し、平成22年度に高次脳機能障害の相談窓口を開設しました。広報にて窓口の周知をするとともに、高次脳機能障害についての普及啓発を行い、対象者及びその家族が相談しやすい体制づくりに努めました。

■卒業者の進路

単位：人

	区 分	平成21年度	平成22年度
卒業者の進路	進 学	41 (0)	42 (2)
	そ の 他	0	0
卒業者数	合 計	41 (0)	42 (2)

※進学のうち（ ）内は特別支援学校進学者の再掲

各年度5月1日現在

■幼稚園・保育園等における障害児数

単位：人

		平成21年度	平成22年度
幼稚園	園 数	0	0
	障害児数	0	0
保育園	園 数	2 (113)	2 (107)
	障害児数	0	0
障害児通園施設	園 数	0	0
	障害児数	0	0

※園数の（ ）内は園児数

各年度5月1日現在

■特別支援学級の状況

単位：人

		平成21年度	平成22年度
小学部	学級数	1	1
	在学者数	1	1
中学部	学級数	2	2
	在学者数	5	4

各年度5月1日現在

■身体障害者相談員の相談指導内容の推移

単位：件

	帳 身体 障害者 手	更 生 医 療	補 装 具	支 援 費 制 度	施 設 入 所	年 金 ・ 保 險	生 活 福 祉 資 金	家 族 関 係	住 宅	仕 事	生 活	そ の 他	合 計
21年 度	5	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	12
22年 度	3	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	6

各年度3月31日現在

■知的障害者相談員の相談指導内容の推移

単位：件

	家庭のこと			支 援 費 制 度	施 設 入 所	就 学	就 職	そ の 他			合 計
	養 育	生 活	家 族 関 係					愛 の 手 帳	年 金 ・ 保 險	そ の 他	
21年 度	0	4	3	0	0	1	0	0	0	0	8
22年 度	1	1	3	0	0	1	1	0	2	4	13

各年度3月31日現在

第5章 資料編

計画策定の経過

年月日	策定委員会	審議内容等
平成23年9月16日	第1回 第3期奥多摩町障害福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・奥多摩町障害福祉計画策定について (①第2期奥多摩町障害福祉計画について、②奥多摩町障がい福祉サービス等の実績について、③障害者福祉をめぐる動向) ・障害者福祉に関するアンケート(案)について ・今後の予定 ・その他
10月3日～10月17日		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉に関するアンケート実施 (回収率 72.1%)
11月25日	第2回 第3期奥多摩町障害福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・事業進捗状況について ・障害者福祉に関するアンケート調査結果について ・今後の予定 ・その他
平成24年1月16日	第3回 第3期奥多摩町障害福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期奥多摩町障害福祉計画(案)について ・今後の予定 ・その他
1月31日～2月15日		<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント募集
2月29日	第4回 第3期奥多摩町障害福祉計画策定委員会	正副委員長より町長へ答申

奥多摩町障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成21年1月9日
要綱第1号

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく奥多摩町障害福祉計画の策定に必要な検討を行なうため、奥多摩町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画策定に係る調査、検討に関すること。
- (3) 前各号のほか、障害福祉計画策定に関し必要と認めること。

(委員構成)

第3条 委員会の委員は、障害者施設関係者、身体・知的・精神障害者関係者、医療機関関係者、障害者関係行政機関の代表者及び専門的知識を有する者等のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、奥多摩町障害福祉計画が策定されたときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席が無ければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて関係者を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定により、委員が委嘱された後、最初に招集すべき委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

障害福祉計画策定委員会委員名簿

氏 名	備 考
◎山下 卓	知的障害者入所施設 東京多摩学園施設長
○片倉 和彦	双葉会診療所医師（精神科医）
小澤 大	奥多摩町身体障害者福祉協会副会長
大澤 五百子	奥多摩町民生委員・児童委員協議会会長
小澤 悦子	奥多摩町民生委員・児童委員協議会 障がい福祉部会長
原島 福枝	奥多摩町知的障害者相談員
大橋 望彦	奥多摩町身体障害者相談員
望田 豊	奥多摩町身体障害者相談員
鈴木 アツ子	精神障害者の集い「なごみ」運営委員
宇佐美 健治	奥多摩町社会福祉協議会事務局長
平原 諭	居宅介護事業所ヘルパーステーションおくたま サービス提供責任者
小川 正人	NPO法人タンポポの会理事長
相田 恵美子	奥多摩町障害者地域活動支援センター長
加藤 真弓	西多摩保健所 保健対策課 地域保健第一係 主任
山宮 美一	一般公募委員
澤本 清美	一般公募委員
若菜 伸一	奥多摩町福祉保健課長
市倉 真人	オブザーバー 社会福祉協議会 障害担当

◎は委員長、○は副委員長
事務局 福祉保健課 福祉係

敬称略、順不同

第3期奥多摩町障害福祉計画

平成24年3月

発行 奥多摩町

編集 奥多摩町福祉保健課

〒198-0212

東京都西多摩郡奥多摩町氷川1111

電話 0428-83-2777

FAX 0428-83-2833

